



# 教えてBUN先生

マニアック  
編 vol.9

第9回  
建設系廃棄物



LISA

へんてこ条文ってことでやってきたけど、珍しく読者の皆さんから、メールいただきました。「建設系廃棄物について規定した条文の読み方がわかりません。取り上げてみてくれませんか。」だって。センセ、役に立たないことばっかりじゃなく、リクエストに応えてみましょうよ。



BUN

(｀o`),「役に立たない」とは、失礼じゃないか、と言うものの、今回のシリーズはたしかに役に立たないことが多かったね。よろしい。今日はリクエストにお応えして建設系廃棄物の条文を見てみようか。



(建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する例外)

## 第二十一条の三

土木建築に関する工事（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。以下「建設工事」という。）が数次の請負によつて行われる場合にあつては、当該建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理についてこの法律（第三条第二項及び第三項、第四条第四項、第六条の三第二項及び第三項、第十三条の十二、第十三条の十三、第十三条の十五並びに第十五条の七を除く。）の規定の適用については、当該建設工事（他の者から請け負つたものを除く。）の注文者から直接建設工事を請け負つた建設業（建設工事を請け負う営業（その請け負つた建設工事を他の者に請け負わせて営むものを含む。）をいう。以下同じ。）を営む者（以下「元請業者」という。）を事業者とする。



LISA

この条文は、何回か見たけど、何回見ても、わかりにくいわね。いつものように、分解して解説してみてよ。



BUN

じゃ、とりあえず、いつものように括弧書きの部分をA B Cで置き換えてみようか。

## 第二十一条の三

土木建築に関する工事（A建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。以下「建設工事」という。）が数次の請負によつて行われる場合にあつては、当該建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理についてこの法律（B第三条第二項及び第三項、第四条第四項、第六条の三第二項及び第三項、第十三条の十二、第十三条の十三、第十三条の十五並びに第十五条の七を除く。）の規定の適用については、当該建設工事（C他の者から請け負つたものを除く。）の注文者から直接建設工事を請け負つた建設業（D建設工事を請け負う営業（Eその請け負つた建設工事を他の者に請け負わせて営むものを含む。）をいう。以下同じ。）を営む者（F以下「元請業者」という。）を事業者とする。

これが下記のように

土木建築に関する工事（A）が数次の請負によつて行われる場合にあつては、当該建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理についてこの法律（B）の規定の適用については、当該建設工事（C）の注文者から直接建設工事を請け負つた建設業（D(E)）を営む者（F）を事業者とする。



LISA はあ、この程度ならなんとかわかるわね。



BUN さらに形容詞をバッサリ落として、意訳をすれば、次の文章になる。  
「建設工事から出てくる廃棄物の排出者は元請業者とします。」だね。  
じゃ、まず、削除した括弧書きA～Fを確認してみようか。



LISA A =「土木建築に関する工事」=「建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。以下「建設工事」という。」となるわね。



BUN 日本語として「建築」というと建物を建てることだけで、解体、壊す時の工事は、入らないんじゃないかなという意見を排除するためだね。「建築」と言っても、解体工事も含むんですよ、という念押しかな。  
ちなみに、これと似たような表現が出てくる条文があるんだけど、リサちゃんはわかるかな。



LISA 「紙くず」「木くず」「繊維くず」の定義ね。たしか政令第2条の第1号、2号、3号よね。



BUN よく覚えていたね。業種指定のある産業廃棄物として最初に出てくるフレーズだね。2号の「木くず」の初めだけでも復習しておこうか。  
「二 木くず（建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものに限る。）、木材又は木製品の製造業（・・・以下省略）」今回取り上げている法律第21条の3は平成23年にできた条文なんだけど、この政令第2条の第1号、2号、3号は廃棄物処理法がスタートした昭和45年からあった。ただし、木くずの中に建設業が登場したのは、それから10年以上経った昭和57年なんだ。  
しかも、昭和57年の時点では「木くず」だけで、しかもしかも、「建設業に係るもの（工作物の除去に伴つて生じたものに限る。）」って文章からスタートしたんだよ。



LISA えー、じゃ、新築、改築の時に出てくる木くずは一般廃棄物だったってことですか。



BUN そうだねえ。まあ、こんな経緯もあって、丁寧に「工作物の新築、改築又は除去に伴つて」と書くようになった。工事全般って解釈していくと思うよ。



LISA 次ね。B = この法律のうち・・・を除く。=「第三条第二項及び第三項、第四条第四項、第六条の三第二項及び第三項、第十三条の十二、第十三条の十三、第十三条の十五並びに第十五条の七」となるわね。



ここが一つのポイントなんだけど、この箇所は見てのとおり、8つの条項が掲げてあるので後で調べることにしよう。とりあえず、この8つは「除かれる」ってことだけ覚えていてね。じゃ、次。



C=「当該建設工事」=「他の者から請け負つたものを除く。」となるわね。



「他の者から請け負つたもの」というのは、いわゆる下請工事のことだね。つまり、「当該建設工事」というのは下請工事を除くってことなので、元請工事ってことだね。



D=「建設工事を請け負う営業」となるわね。



そうかあ。だから次のE=「その請け負つた建設工事を他の者に請け負わせて営むものを含む。」となる訳ね。そして最後にF=「以下「元請業者」という。」となる訳か。

と言うことは、元請業者というのは、自分が実際にその工事を手がけるだけでなく、下請を使ってやる工事も含めて、注文者から直接建設工事を請け負つた建設業のことを言うんだってことになる訳ね。



そのとおり。普段、我々が使っている言葉の「元請」ってことを、長たらしく、丁寧に説明しただけのことだね。

結局、こんなに長い条文なんだけど、要はさっき言ったとおり。

「建設工事から出てくる廃棄物の排出者は元請業者とします。」となる。



ただし、いろんな注意書きとか説明がついてるってことね。

1. 「工事」というのは、建築工事だけじゃないですよ。解体工事も入りますよ。

2. 「元請」というのは、注文者から直接工事を請け負った業者ですよ。

3. 元請は実際の工事には、下請を使うときもありますよ。ってことね。

さて、じゃ取り置きしていた、Bの部分ね。どんな場合が「除かれ」ているか教えてちょうだいな。



じゃ、順番に沿って見ていきましょうか。実際の条文を見てもらった方が実感しやすいので、まずは見てもらいましょう。





### 第三条第二項、(事業者の責務)

2 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となつた場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となつた場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。



LISA

これは前回の中間処理残渣物の回でも取り上げた要因で、次のことだったわよね。

廃棄物処理法では「事業者」という言葉は出てくるけれども「排出者」という言葉は登場しない。たいていは、「事業者」=「排出者」となるんだけど、時々「事業者」=「生産者」「販売者」的な主旨で「事業者」という文言が登場する時がある。

そこで、排出者という主旨に限定して「事業者」という言葉を使うときには、長たらしく説明し直ししなければならないんだってことね。



BUN

そのとおり。この条文を見てわかるとおり、この第三条第二項は「物の製造、加工、販売等に際し」という文言でもわかるとおり、「排出者」という主旨じゃないよね。

一方、今回検討している第21条の2という条文は、「建設系廃棄物の排出者の責任」を明確にするための条文だ。だから、「排出者」という主旨ではなく「事業者」という文言を使用している条文は「除かなければならぬ。」ってなる訳さ。



LISA

つまり、建設系廃棄物に関しては、廃棄物処理法で規定している「排出者としての責任は元請にありますよ」「生産者や販売者の責任として規定しているものまで元請にあるってことじゃないですよ」ってことかあ。残りの条項も簡単に紹介しておいてよ。



BUN

第三条第三項は「減量化等の施策への協力」、第四条第四項は「事業者の意識啓発」、第六条の三第二項及び第三項は「適正処理困難物となる製品の製造・加工への協力（適正処理困難物にならないような製品）」、第十三条の十二、第十三条の十三、第十三条の十五は「適正処理推進センターの関わり」、第十五条の七は「廃棄物処理センター基金の関係」について規定した条項で、いずれも「排出者」という主旨で「事業者」という文言を使っている条文じゃないんだ。



LISA

なるほど。じゃ、逆にこれ以外の条項は、建設系廃棄物の場合は、「事業者」という文言は「元請業者」って置き換えていいよ、ってことになるわね。たとえば、どんな条文があるの。



BUN

第12条に規定している事項は典型的なものでしょうね。第12条第5項は委託基準、第12条の3はマニフェストの規定。だから、建設系産業廃棄物の場合は、委託契約書は元請業者が処理業者と締結する。マニフェストは元請業者が交付する、というようにね。



LISA

なるほど。いつも「排出者処理責任」って言っていることが、建設系廃棄物の場合は、元請業者が責任持ってやらなくちゃならないって条文に変わる訳ね。

でも、どうして建設系廃棄物だけ、こんな特出しの条文が必要だったのかしら？



BUN

それは、この条文の見出しにもある「建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する例外」ってことにも関わっていると思うよ。



どういうこと？



BUN

通常、廃棄物の排出者というのは、たいていは有価物時代の最後の占有者であることが多い。たとえば、今までボールペンを使っていて、インクが切れて要らなくなったら、そのボールペンの排出者は、今までそのボールペンを使っていた人。りんごジュースを作っている工場からりんごを絞った後の絞り滓が廃棄物となって出てきたら、それは原料のりんごの所有者であったりりんごジュースの製造者。でも、建設廃棄物は、ちょっと違う。今までそのビルに住んでいた人、ビルの所有者が排出者になるとはしていない。解体したことによって廃棄物が発生する、だから、その解体工事をやった人物、すなわち、工事業者（元請）が排出者だとしなければならないからじゃないかな。



どうして元々の所有者が排出者だとまずかったのかなあ。



BUN

一般住宅を考えてごらん。まだ建っている時点で廃棄物だとすれば、排出者は一般国民。と、なるとそれは一般廃棄物ってなっちゃうでしょ。解体工事からは大量の廃棄物が出てくるからね。それを一般廃棄物として市町村のクリーンセンターに持ち込まれたら大変なことになっちゃうから、なんとしても産業廃棄物にしなくちゃなんなかつたんだと思うよ。だから、いくら古くて使わなくなった建物でも建っているうちは廃棄物処理法を適用しない。あくまでも、解体工事をするから廃棄物が発生するってルールにしたんでしょうね。



LISA

なんか、通常の廃棄物の排出者の考え方からすると、変だなあ。へんてこな運用の仕方だと思うわ。



BUN

だからこそ、条文の見出しが「例外」となっているんでしょうね。でも、おかげで「へんてこ条文」で取り上げることができてよかったよ。



LISA

なんか、誤魔化されたような気分だけど、でも、リクエストにお応えきてよかったです。次回はどんなへんてこな条文を取り上げてもらえるのかしら。

